

小金井市生活困窮者学習支援事業委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 件名
小金井市生活困窮者学習支援事業委託
- (2) 事業の目的
本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とします。
- (3) 業務の内容
別紙「小金井市生活困窮者学習支援事業委託仕様書(案)」のとおりとします。
- (4) 履行期間
契約確定日の翌日から令和6年3月31日(日)
※ 本プロポーザルによって決定した事業者との契約は、原則として3年間の随意契約を予定しています。ただし、本契約は単年度毎の契約であるため、履行状況が良好でない場合や市の政策変更、国の制度変更等により、次年度以降契約を行わない場合があります。
- (5) 予算額(債務負担行為)(見積限度額)
5,346千円(消費税及び地方消費税額を含む。以下各年度の予算額も同じ。)
【内訳】令和4年度 0千円
令和5年度 5,346千円
※ 各年度の上限額を超えた提案は無効とします。
- (6) 支払方法
毎月払い

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「小金井市生活困窮者学習支援事業委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)

を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和4年11月29日（火） ～ 令和4年12月9日（金）
2	参加希望申請書等の提出期限	令和4年12月9日（金）
3	質問書の提出期限	令和4年12月14日（水）
4	質問書に対する回答（予定）	令和4年12月19日（月）
5	企画提案書等の提出期限	令和5年1月10日（火）
6	第一次審査（書類審査）の結果通知	令和5年1月19日（木）
7	第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和5年1月26日（木） （予定）
8	第二次審査の結果通知（予定）	令和5年2月2日（木）
9	契約締結（予定）	令和5年2月下旬

7 実施要領等配布場所及び配布期間

- (1) 配布場所 小金井市役所第二庁舎2階地域福祉課窓口

※市ホームページからもダウンロード可。

- (2) 配布期間 令和4年11月29日（火）～12月9日（金）午後5時
（平日のみ。正午～午後1時は除く）

8 参加希望申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加希望申請書（様式1）及び会社概要（様式2）
(2) 提出期限 令和4年12月9日（金）午後5時まで
(3) 提出方法 郵送（当日必着。普通郵便も可）又は持参

※提出期限までに参加希望申請書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなします。

- (4) 提出先 「15問合せ先」のとおり

9 質疑と回答

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
(2) 提出期限 令和4年12月14日（水）午後5時まで
(3) 提出方法 電子メールのみ受け付けます。電子メール送信後、以下の提出先に電話で確認してください。電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととします。
(4) 提出先 「15問合せ先」のとおり
(5) 質問回答 令和4年12月19日（月）（予定）

※回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、市ホームページに掲載します（個別回答は行わない）。なお、質問に対する回答は本要領と同等の効力が生じるものとします。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書	A4縦、両面印刷、20ページ以内（表紙及び目次は除く。）	正本1部（事業所名記載） 副本7部（事業所名は記載しない）
様式4	実施体制及び事業統括者実績書	A4縦	
任意様式	見積書（税抜）	A4縦	

- (2) 提出期限 令和5年1月10日（火）午後3時まで
(3) 提出方法 必要事項を記載し、郵送（当日必着。普通郵便も可）又は直接窓口へ持参すること。

- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 業務の視点について
 - ア 生活困窮者自立支援法、生活保護法及び学習支援事業の趣旨や目的を踏まえた現状把握と役割認識
- (2) 業務の内容について
 - ア 学習支援の実施方法（計画、実施、評価及び市への報告等）
 - イ 学習支援員の資格、研修、人数及び募集方法
 - ウ 家庭状況の把握や子どもの生活支援の方法
 - エ 保護者に対する養育支援の方法
 - オ 関係機関との連携方法
 - カ 支援記録等帳票類の作成及び管理方法
 - キ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援の内容
- (3) 業務スケジュールについて
 - ア 学習支援員の募集や事業開始までの日程
- (4) 業務体制について
 - ア 事業統括者の配置体制や学習支援員との連携体制
 - イ 安全の確保、苦情対応、個人情報の保護

12 プロポーザル審査方法

- (1) 審査基準 別紙審査基準のとおり
- (2) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位 3 事業者を第一次審査通過とします。
- (3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）
 - ① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。
 - ② 審査は、非公開とします。
 - ③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法
 - ア 一人につきプレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分程度とします。
 - イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行います。
 - ウ 出席者は、事業統括者を含めて 6 人以内とします。
 - エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。
ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡してください。
 - オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、全て提案者側が用意することとします。ただし、プロジェクターとスクリーンは市が用意します。

- (4) 参加事業者が3者に満たなかった場合は、第一次審査を行わないこととし、第一次審査の項目を第二次審査の項目と合わせて審査することとします。また、参加事業者が1者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合には不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

13 審査結果

- (1) 第一次審査の結果は、令和5年1月19日（木）に、企画提案書を提出した全者に通知します。
- (2) 第二次審査の結果は、令和5年2月2日（木）（予定）に、第二次審査に参加した全者に通知します。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
- ① 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
- ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
- ② 参加者から提出された書類等は、知的財産権に関する法的保護の観点から、参加希望申請書及び企画提案書の表題部分を除き返却します。（ただし、契約相手方となることが予定される者については、この限りではありません。）提出された書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、契約相手方の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとします。なお、提案書類等は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがあります。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。

- (4) 参加に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、参加資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加してください。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

15 問合せ先

〒184-8504 東京都小金井市前原町3丁目41番15号
(小金井市役所第二庁舎2階)

担当者：小金井市福祉保健部地域福祉課生活福祉係 瀧川

電 話：042-387-9840

E-mail：s050199@koganei-shi.jp